

久留米市地産地消推進動画及びリーフレット制作業務 委託仕様書

1. 業務名

久留米市地産地消推進動画及びリーフレット制作業務委託仕様書

2. 目的

久留米市は福岡県最大の農業都市であり、市内で様々な農産物が生産されている。地域で生産される農産物の紹介（地産）と、農産物を使用したレシピを紹介（地消）することで、久留米市の地産地消の推進を図ることを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

4. 業務内容 ※別紙1 「(1) 動画・リーフレットについて」参照

委託を受けた者（以下、受託者）は、久留米市地産地消推進の動画及びリーフレットを、制作すること。動画1本とリーフレット1式を1セットとし、年間4セット（季節ごとに）制作すること。

(1) 動画・リーフレット共通

- ① 受託者は、制作から納品までの具体的なスケジュールを市と協議して作成し提出する。また納品までの進行管理を、確実にを行うこと。なお、久留米市は、レシピ・素材及び資料の提供、校正等に協力する。
- ② 制作にあたっては、市と十分に打ち合わせを行い、市の要望に柔軟に対応すること。
- ③ 事前打ち合わせ及び撮影など、制作にかかる交通費や諸経費は受託者が負担すること。
- ④ 季節ごとに動画とリーフレットをセットで納品すること。なお、納品の目安は8月、9月、10月、2月とする。
- ⑤ 全年齢を対象とするため、見やすく分かりやすい編集・デザインとすること。

(2) 動画（年4本）

久留米産農産物の紹介動画と、紹介した農産物を使用した料理動画を組み合わせた動画を制作すること。また完成動画は久留米市公式 YouTube チャンネルに投稿し公開するため、サムネイル動画も併せて作成すること。

それらの企画、構成立案、撮影、および動画・画像・音楽・音声等を使用した編集ならびに、これらに付随する一式を業務内容とする。

《農産物紹介動画》

- ① 紹介する農産物は1本につき1～2品程度とし、久留米市が指定する。
- ② 撮影等を行う場合は、久留米市と協議の上、日程・場所・農産物・出演者等を決定すること。また出演者等がいる場合は、適宜、事前打合せ・説明等を行うこと。

《料理動画》

- ① 動画にする料理は1品目とし、久留米市が指定する。
- ② 料理のレシピは、久留米市食生活改善推進員協議会（以下、「食進会」という。食進会については、別紙1参照）が作成したものを使用する。
※食進会については、**別紙1**「(2) 久留米市食生活改善推進員協議会について」参照
- ③ 調理風景は、食進会が調理する様子を撮影し使用すること。撮影日程・会場については、食進会・久留米市・受託者の3者で協議・調整のうえ決定する。
- ④ 撮影に必要な機材、及び料理を盛り付ける食器は受託者が準備すること。併せて撮影用下地・撮影用ボックス・テーブルクロスなど撮影背景に必要なものも併せて受託者が準備すること。なお会場の手配・食材の準備は食進会・久留米市が行う。
- ⑤ 撮影前（撮影日の7日前後）に、食進会・久留米市・受託者の3者で打ち合わせを行い、撮影の手順や動画のイメージを説明し、動画・リーフレットの完成形イメージを共有すること。

上記に掲げるもののほか、双方が合意する動画制作に必要な業務。

(3) リーフレット（年4冊）

久留米産農産物の紹介と、紹介した農産物を使用した料理を含めたレシピ（主菜・副菜・デザート併せて3品～4品）を掲載したリーフレットを作成すること。

それらの企画、構成立案、撮影、および画像を使用したレイアウト・デザイン、印刷・納品ならびに、これらに付随する一式を業務内容とする。

《農産物紹介》

- ① 掲載する農産物は、動画と同じものとする。（1～2品目程度）
- ② 掲載する農産物の写真は、受託者が手配または撮影すること。撮影日程・場所については、動画撮影と併せて、久留米市と協議・調整のうえ決定する。

《レシピ》

- ① 掲載するレシピには、久留米市から提供する。（レシピは食進会が作成。うち1品は、動画と同じもの。）
- ② 掲載する料理の写真は、受託者が撮影すること。撮影日程・場所については、動画撮影と併せて食進会・久留米市・受託者の3者で協議・調整のうえ決定する。
- ③ 撮影に必要な機材、及び料理を盛り付ける食器は受託者が準備すること。併せて撮影用下地・撮影用ボックス・テーブルクロスなど撮影背景に必要なものも併せて受託者が準備すること。なお会場の手配・食材の準備は食進会・久留米市が行う。

《その他》

- ① 上記以外に、動画の紹介や久留米市地産地消推進店（直売所）の紹介等を盛り込む。

上記に掲げるもののほか、双方が合意するリーフレット制作に必要な業務。

5. 成果品の提出

(1) 動画

①動画データ

動画の長さ	1本あたり最大5分
動画ファイル形式	MP4形式
画面比率・解像度	画面比率16:9、解像度は1920×1080（フルHD）以上

②サムネイル画像

画像ファイル形式	JPGまたはPNG
アスペクト比・解像度	アスペクト比16:9、解像度1280×720

(2) リーフレット

①印刷物

用紙	マットコート紙、再生マットコート紙、コート紙、再生コート紙のいずれか
紙厚	90kg以上
完成サイズ	A5サイズ（A4／2つ折り）
カラー	両面フルカラー（表面4色／中面4色）
数量	各5,000枚（合計20,000枚）

※音声コードが表面に1個あり、規格に対応した半円の切り欠け加工を行うこと（音声コードは市で作成）

②PDFデータ

アウトライン化しているもの、していないもの両方

(3) DVD-R等の保存用記録媒体（1セット毎に1枚、計4枚）

(1) 動画と (2) リーフレットのデータ1式を1枚にまとめたもの。

6. 納品場所

久留米市農政部農業の魅力促進課（久留米市城南町15番地3 久留米市役所15階）

7. 瑕疵担保責任

- (1) 契約目的物の納入以後に障害が発生した場合は、久留米市から問合せを受けた本件受託事業者は、速やかに原因究明に協力しなければならない。
- (2) 障害対応を実施した際において本件受託事業者は、久留米市が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対処措置等を内容とする報告書を作成の上、提出すること。

8. 秘密の保持

本件受託事業者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏えい、資料およびデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務の結果データ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、久留米市の指示に従わなければならない。

9. 権利関係

本業務の履行に係る成果物の所有権及び著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を含む）は、久留米市に帰属する。

10. その他

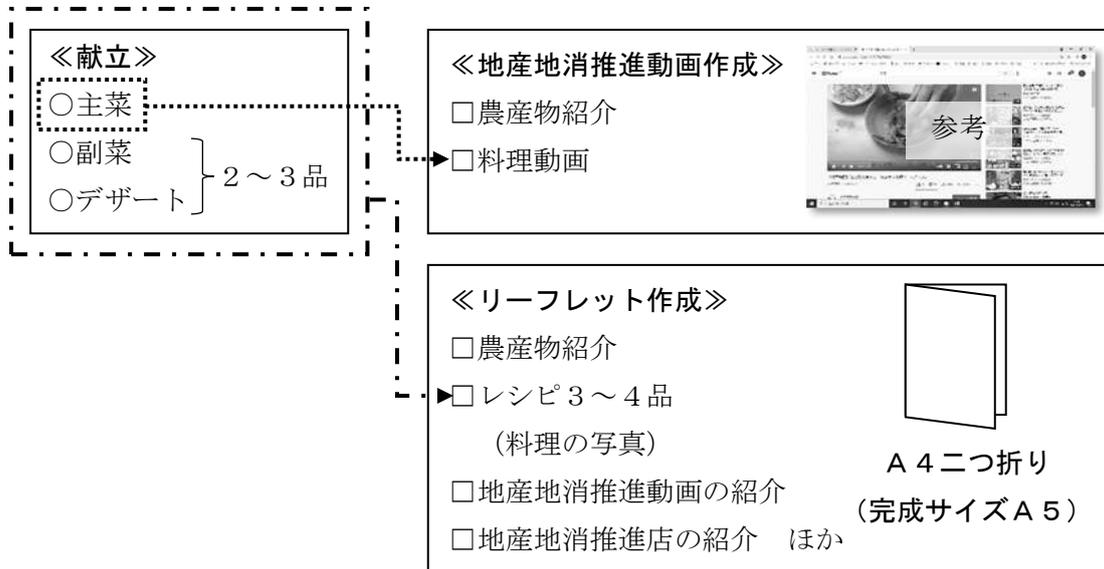
- (1) 実施にあたっては久留米市と協議の上、業務を実施すること。
- (2) 本件受託事業者は、やむを得ない事情等により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め久留米市と協議の上、承諾を得ること。
- (3) 本件受託事業者は、本業務の全部を再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面により申請し、久留米市の承認を得た場合はこの限りでない。
- (4) 本件受託事業者は、業務期間を通じ対応できる体制を構成すること。また、公開後にトラブルが発生した場合、迅速に対応できる体制をとること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度、久留米市と協議の上、その指示に従い業務を進めるとともに、協議会は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。
- (6) 暴力団排除に関する事項
請負者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
 - ウ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務の履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
- (7) 障害者への合理的配慮の提供
受託者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。
- (8) 完成した成果物の所有権等、一切の権利は久留米市に帰属するものとする。
- (9) 他から写真を転用する場合、著作権などで問題・紛争が起きないように留意すること。
- (10) 本業務の遂行にあたり、受託者の責に帰すべき事由により、久留米市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

12. 問い合わせ先

久留米市農政部農業の魅力促進課 担当：河津、鉄川
〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15-3 久留米市役所 15 階
電話番号：0942-30-9165 / FAX 番号：0942-30-9717
メール：noumi@city.kurume.fukuoka.jp

別紙 1

(1) 動画・リーフレットについて



(2) 久留米市食生活改善推進員協議会について

活動の概要	「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに健康づくりの地域活動
活動開始時期	1978年5月
会員数	個人会員 379人
具体的な活動内容	市が行っている年間9回の養成講座を受講し推進員として活動をする、地域住民の健康づくりの担い手として会員の質の向上を図る為、研修会、学習会を行い、食生活の改善の普及講習会（生活習慣病を予防する調理・地場産の地消の調理・米粉普及・親子クッキング・市事業への協力・委託・依頼事業その他）を積極的に推進する会。

※久留米市ホームページ「市民公益活動団体情報」より抜粋

https://www.city.kurume.fukuoka.jp/cgi-bin/volunteer/view_data.cgi?open=g11003

※参考URL「一般社団法人日本食生活協会 全国食生活改善推進員協議会」

<http://www.shokuseikatsu.or.jp/>